

## 廃棄物処理計画の取り組み内容の整理について (1 / 2)

小項目	現計画での具体的な内容等	取り組み状況
「い」の精神を活かした排出 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県5R生活推進会議を通じてごみは資源という観点に立った考え方を普及させる。</li> <li>・グリーン購入運動の支援</li> <li>・レジ袋削減対策の推進（「マイバッグキャンペーン」の促進）</li> <li>・「スリム・リサイクル宣言の店」制度の拡充（店舗数の拡大）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H20以降「県環境適合型社会づくり推進会議」を設置、啓発事業や「スリム・リサイクル宣言の店」制度の拡充（店舗数の拡大）</li> <li>・H20.1.29に「レジ袋削減推進に係るひょうご県条例」が施行され、レジ袋を削減。</li> </ul>
育の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコハウスなどを活用した環境学習・教育の積極的展開</li> <li>・小学校4年生を対象とした生活ごみ削減推進事業</li> <li>・小学校4年生を対象としたごみをへらすアイデア募集の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学生の処理施設見学等が実施されている。</li> </ul>
棄物の有料化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県市町廃棄物処理協議会」（仮称）を設置する。</li> <li>・協議会を通じて個別に有料化検討資料の提供を行う。</li> <li>・未実施地域にワーキンググループを立ち上げ検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県市町廃棄物処理協議会をH19年度に設置し、実施。</li> <li>・H19年度に有料化に関して、作業部会を設置。</li> <li>・H19~21の間に、可燃物指定袋1市（神戸市）→2市（尼崎市、南あわじ、猪名川）増加。</li> </ul>
棄物の排出抑制・再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業系ごみの処理料金の適正化</li> <li>・事業系ごみ（古紙）のリサイクルシステムの構築</li> <li>・大規模事業所に対する削減指導</li> <li>・環境マネジメントシステムによる廃棄物減量化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県市町廃棄物処理協議会及び作業部会をH19年度に設置し、交換等を実施済。</li> </ul>
多量排出事業者における排 シク別段階的実施の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多量排出事業者に対して、年度間の廃棄物処理計画の提出を求める</li> <li>・減量化、再資源化計画等の内容把握及び減量化等の指導</li> <li>・計画未達成事業所に対する原因の分析、評価の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律に基づき計画書等の提出を求めており、口一把握等を教示している。</li> </ul>
る集団回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集促進計画に分別数の基準を設定のうえランク別段階的実施を促進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第5期分別収集促進計画において、10分別を以下をCランクとして、10分別を促進。</li> <li>・H18年度で10品目実施が3市町であったが、H19年度で10品目実施が10市町へ拡大。</li> </ul>
する店頭回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県と市町が協力し、一定規模以上の量販店に対して、県・市町へ店頭回収量を報告するシステム構築</li> <li>・同システムを利用し、回収品目の追加、回収量の増加、未実施店舗への取組の促進を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度からチェーンストア協会等を通じて、分別収集計画策定時の市町ヒアリングにおける增加を図るよう助言。（店頭回収量 H20 5,614t、 H21 6,133t）</li> </ul>
回収システムの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町に兵庫型デポジットシステムによる容器回収システムを導入</li> <li>・兵庫型デポジットシステムの定着を図る。（散乱ごみ防止、環境学習）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3市で実施中</li> </ul>
ステム（兵庫方式）の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法の指定4品目の引取りの徹底</li> <li>・販売店に引き取り義務のない廃家電について、兵庫県電機商業組合が中心となって販売店で引き取る兵庫方式の継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫方式を継続実施（実績 H19: 28,486台、H20: 25,828台、H21: 26,334台）</li> </ul>
イクルシステムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町・事業者等と協力して廃蛍光管を分別回収し、リサイクルするシステムの整備を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎で民間事業者が廃蛍光管リサイクル事業を開始。</li> </ul>
活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県バイオマス総合利用計画に基づく取組推進</li> <li>・下水道汚泥の建設資材へのマテリアル利用、廃食用油のBDF事業化、剪定枝の堆肥化等の広域的処理の促進等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、団体、民間事業者、NPO法人等が、「ひょうごバイオマスecoモデル」として登録アップにつながるよう、県が積極的にPRする（登録）。</li> <li>・国補助制度を活用し、木質バイオマス等の利用内各地で施設整備を促進。</li> <li>・県内の各地域等へバイオマстаウンアドバイスター構想の策定などに対し支援を実施（平成20年度実績）。</li> <li>・H19年度に兵庫県農生活センター内に整備した拠点として位置づけ、この施設を活用して一般市民に対し、資源の循環利用を紹介。</li> <li>・剪定枝等の廃棄物系のバイオマス資源の収集に要望。</li> </ul>
再資源化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設リサイクル法に基づく特定建設資材の再資源化目標の達成を目指す。</li> <li>・品目ごとのリサイクルを促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の再資源化目標値をアスファルト及びコンクリート等に適用。</li> </ul>
下水道汚泥の再生利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事の個別指定制度の活用等を行い、産業廃棄物の再生利用を促進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄水汚泥の園芸土としての利用などが実施。</li> </ul>
マル事業等への取組支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコタウン推進会議による事業化支援</li> <li>・兵庫県地球環境保全金融資本制度の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エコタウン推進会議において、毎年度、6件の事業化支援。</li> <li>・エコフィード循環事業が事業化</li> </ul>
有効利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・溶融スラグの路盤材等への利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却残渣物の再生利用を進めるためセメント等の活用。</li> </ul>

廃棄物処理計画の取り組み内容の整理について (2/2)

小項目	現計画での具体的な内容等	取り組み状況
理業者に対する適正処理指導	・排出事業者に委託基準、マニフェスト制度の遵守を徹底する。	・処理業者向けの研修会等において、法制度等の周知を図っている。
ストの普及促進	・偽造が容易な紙マニフェストに代えて電子マニフェストの普及を図る。	・処理業者向けの研修会等において、周知を図っている。
理業者の優良性評価制度の確立業者育成	・産業廃棄物処理業者の優良性評価制度の運用 ・処理業者の育成を推進	・処理業者向けの研修会等に置いて、改正されたホームページで優良性評価制度への適合事業者を公表している。(H24年1月1日現在: 50事業者)
設の円滑な設置の推進	・産業廃棄物処理施設の設置を対象とした紛争調整条例の適切な運用を図る。	・処理業者向けの研修会等において、周知を図っている。
設の監視	・廃棄物処理施設の監視 ・法令講習や処理技術向上等のための研修会等の開催	・立入検査を通じて、適正な監視を行い、処理業者や排出事業者への周知を図っている。(立入検査数 H22: 291件)
棄物の適正処理の推進	・アスベスト廃棄物処理マニュアルに基づく関係業者等への徹底指導	・処理業者や排出事業者向けの研修会等において、アスベスト廃棄物処理マニュアルの周知を図っている。
上対策の充実・強化	・不法投棄防止対策協議会等の積極的運用 ・不法投棄を許さない地域づくりの推進 ・警察との連携 ・各県民局における防止対策の推進等	・警察OBである不適正処理監視員を出先機関にて配置した。(不適正処理監視員立入件数 H22: 3,669件) ・不法投棄件数等(10t以上) H19: 11件 H22: 5件 1件
等の不適正な処理の防止による規制	・産廃及び特定物の保管に対する届出制 ・土砂埋立行為に対する許可制 ・解体廃棄物対策に重点を置いた条例改正	・処理業者、排出事業者向けの研修会等において、条例改正に伴い、不適正処理監視員を2名増員している。
する厳格な対応	・悪質な事案に対しては、直ちに改善命令を発するなど、厳格に対応する。	・不適正処理監視員を2名増員し、不適正処理については、県警と連携し、改善命令を発するなど命令 H20: 1件、刑事告発 H21: 1件)
等不適正処理適正化推進基金回復	・兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金による現状回復支援	・基金を活用して原状回復を行った。(撤去事業 H19: 2件、H21: 1件、調査事業 H21: 1件)
形制度」の全県展開	・「廃棄物エコ手形制度」の全県展開を行う。 (社)兵庫県産業廃棄物協会の協力)	・廃棄物エコ手形制度を北播磨県民局管内に拡大する。
投棄防止対策の推進	・「播磨灘海洋投棄問題連絡協議会」の設置 ・国に対する新たな制度の創設の要望	・海上保安庁の協力の下、巡視船による海上パатロールを実施する。
ックス事業	・大阪湾フェニックス事業の推進継続(埋立処分)	・継続して事業実施 ・廃棄物の減量化等により受入量が計画量を下回る場合は、計画を見直し、埋立期間を6年延長する手続きを実施する。
リエイトセンター事業	・ばいじん・焼却灰溶融処理事業、但馬最終処分事業の継続 ・廃棄物燃原料化事業の推進 ・市町、事業者等への支援事業の実施(技術支援、環境ビジネスの育成支援、情報発信等)	・ばいじん等溶融処理事業は、H21で終了したが、新規事業として開始。 ・市町の各種計画・構想策定時の支援、民間事業者への情報発信等の支援。 ・推進会議を設置・開催。
適正処理	・県PCB廃棄物処理計画に基づき、大阪市舞洲に設置されたPCB分解処理施設での処理を推進する。	・JESCO大阪事業所で、H20から兵庫県内のPCB廃棄物の適正処理を実施。 (実績 H20: 245台、H21: 2,344台、H22: 2,344台)